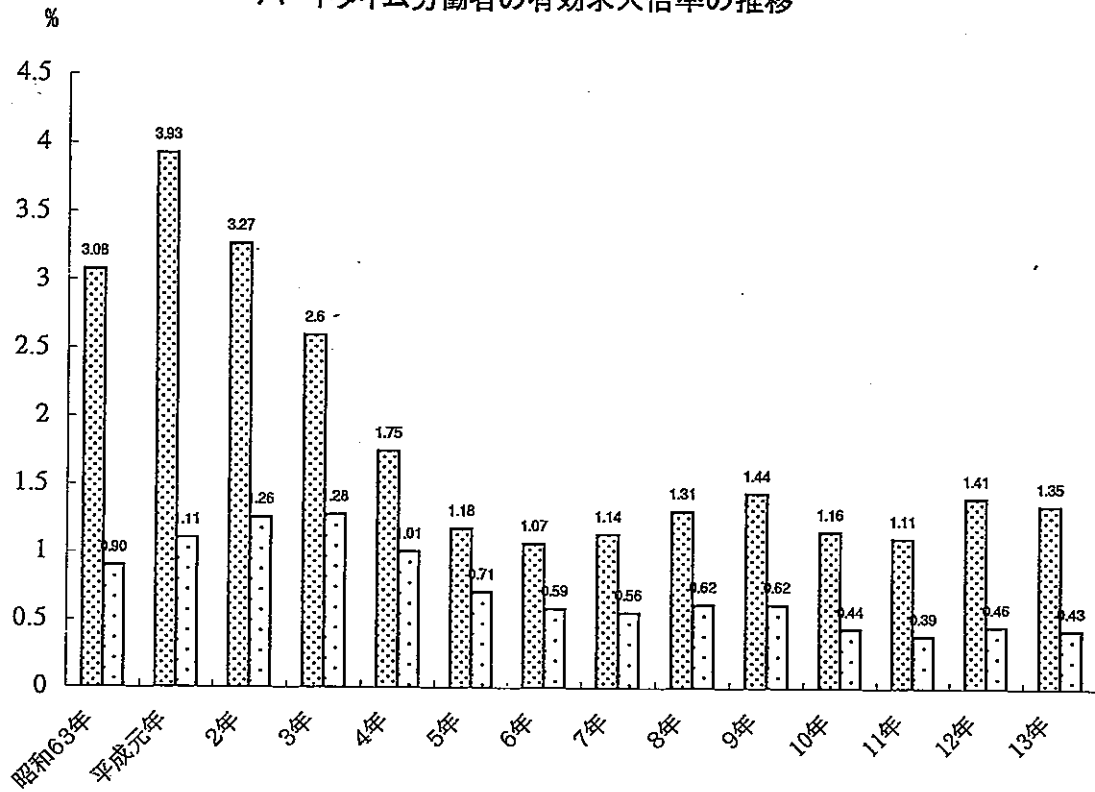


パートタイム労働者の有効求人倍率の推移



■パートタイム労働者の有効求人倍率 □一般労働者の有効求人倍率

資料出所:厚生労働省「職業安定業務統計」

(注)有効求人倍率における「パートタイム労働者」とは、1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業場において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し相当程度短い者をいう。